

非居住者に関する事務手続きについて

1. 年金受給者さまが海外に居住された（非居住者となられた）場合のお手続きについて

- ・年金受給者さまが海外に居住された（非居住者となられた）場合に、弊社宛にご提出いただく書類は以下のとおりです。なお、書類等のご提出が遅延いたしますと、追加納税および追加納税にかかる延滞税・不納付加算税の賦課、書面提出等のお手続きが別途発生する可能性がございますのでご注意ください。

<ご提出書類>

居住地国	提出物	入手先
アメリカ	①変更届等	変更（兼給付返戻金再送金）指図書 …弊社用度品（No.23098-00 またはNo.23099-00）
	②租税条約に関する届出書 （様式 9）※ ¹	国税庁HPより入手いただくことが可能です。（国税庁HP： https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_47.htm ）
	③特典条項に関する付表 （様式 17）※ ¹	国税庁HPより入手いただくことが可能です。（国税庁HP： https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm ）
	④居住者証明書※ ¹	年金受給者さまよりIRS（米国内国歳入庁）に申請いただき、 入手いただくことが可能です。申請後、居住者証明書が発行されるまでに時間を要しますのでご注意ください。 なお、IRS（米国内国歳入庁）以外で発行された書類を代替することは認められておりませんのでご注意ください。
	ご参考：弊社宛ご提出不要 マイナンバー本人確認書類	日本国内に住所がある方については、租税条約に関する届出書にマイナンバーの記載が必要となります。（日本国内に住所がない方はマイナンバーは記載できません。） そのため、マイナンバーの取得時の本人確認（番号確認・身元確認）が必要となります。

※1：「租税条約に関する届出書」・「特典条項にかかる付表」・「居住者証明書」の書面につきましては、必ず一緒にご提出をお願いいたします。提出いただきました書面に不足がある場合および記載内容に不備がある場合は、お手続きができませんのでご返却させていただきます。

アメリカ 以外	①変更届等	変更（兼給付返戻金再送金）指図書 …弊社用度品（No.23098-00 またはNo.23099-00）
	②租税条約に関する届出書 （様式 9）※2	国税庁ＨＰより入手いただくことが可能です。（国税庁ＨＰ： https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_47.htm ）
	ご参考：弊社宛ご提出不要 マイナンバー本人確認書類	日本国内に住所がある方については、租税条約に関する届出書にマイナンバーの記載が必要となります。（日本国内に住所がない方はマイナンバーは記載できません。） そのため、マイナンバーの取得時の本人確認（番号確認・身元確認）が必要となります。

※2：「租税条約に関する届出書」をご提出いただくのは、年金受給者さまが「退職年金」にかかる租税条約適用国に居住されている場合です。なお、租税条約を締結しており、退職年金条項等の措置が定められている場合であっても、居住地国の税制等によって「租税条約に関する届出書」の提出が出来ないこともあります。最終的な「租税条約に関する届出書」の提出可否につきましては、受給者さまにご確認いただきますようお願いいたします。

2. 年金受給者さまが海外に居住された（非居住者となられた）場合または海外から帰国された場合のお手続きに関するご留意点について

変更（兼給付返戻金再送金）指図書

○「変更（兼給付返戻金再送金）指図書」の記入方法について

- ・「変更（兼給付返戻金再送金）指図書」を記入される際は、記入見本（以下URL）をご確認いただき、記入漏れ・記入誤り等がないようにご記入をお願いいたします。

記入見本：<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/131227henkoudbs.pdf>

租税条約に関する届出書

○「租税条約に関する届出書」の記入方法について

- ・「租税条約に関する届出書」を記入される際は、記入見本（以下URL）をご確認いただき、記入漏れ・記入誤り等がないようにご記入をお願いいたします。

記入見本：<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/131227sozeidb.pdf>

- ・裏面にも記入する箇所がございますのでご注意ください。

- ・「租税条約に関する届出書」は正副 2 部のご提出が必要ですが、署名が不要となるため、1 部をコピーとすることも可となります。

特典条項に関する付表（※アメリカ居住者のみ）

○「特典条項に関する付表（米）」の記入方法について

- ・「特典条項に関する付表（米）」を記入される際は、記入見本（以下URL）をご確認いただき、記入漏れ・記入誤り等がないようにご記入をお願いいたします。

記入見本：<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/131227tokuten.pdf>

- ・「特典条項に関する付表（米）」は正副 2 部のご提出が必要ですが、署名が不要となるため、1 部をコピーとすることも可となります。

その他

○書面の提出・追加納税等のお手続きについて

- ・書面の提出・追加納税等のお手続きが遅延いたしますと、延滞税等が賦課される可能性があります。年金受給者さまの居住地国が変更になった旨が判明した場合、弊社より追加納税等のご案内をお送りした場合には、速やかに対応いただきますようお願いいたします。

○アメリカ居住者の方について

- ・アメリカ居住者の方が租税条約の適用を受けるためには、3 年に一度、「租税条約に関する届出書」・「特典条項にかかる付表」・「居住者証明書」をご提出いただく必要がございます。提出時期が到来しましたら弊社より書面にてご案内いたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

- ・アメリカ居住者の方が、アメリカ国内で転居された場合、租税条約の適用を受けるためには
1. の書類のうち、「変更届等」・「租税条約に関する届出書」をご提出いただく必要がございます。

なお、「特典条項にかかる付表」、「居住者証明書」をご提出いただいた場合は、ご提出から 3 年間、租税条約の適用を受けることができます。

○海外送金を希望される場合について

- ・年金受給者さまが海外送金（国内金融機関の海外支店）を希望される場合には、お振込先金融機関・口座番号の他に送金通貨等をご指示いただくため「海外送金連絡票」をご提出いただく必要がございます。

海外送金連絡票：

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/e-news/kaigaisoukinrenrakuhyoudb.xls>

○一時金給付指図書をご提出いただく場合の記入方法について

- ・一時金給付指図書について、非居住者の方にご記入いただく欄として、「海外出国年月日」欄、「総加入者期間・内国内期間」欄の2つがありますが、各欄の記入方法は以下のとおりです。

①「海外出国年月日」 ……原則当該欄のみご記入ください

海外に出国された日付をご記入いただく欄です。

当該欄のみ記入いただければ、次の②の海外での加入期間を含めた総加入期間および総加入期間のうち国内期間は、システム上で算出されたものが適用されます。そのため、②「総加入者期間・内国内期間」欄は記入不要です。

②「総加入者期間・内国内期間」 ……海外出国が2度以上にわたる場合等にご記入ください

海外出国が2度以上にわたる場合等で、「海外出国年月日」だけでは、海外での加入期間を含めた総加入期間およびそのうちの国内期間が確定できない場合に使用いただく欄です。ご記入いただいた総加入者期間およびそのうちの国内期間がそのまま適用されます。

なお、当該欄にご記入いただいた場合は、「海外出国年月日」にご記入いただいた日付は使用されません。

<一時金給付指図書の該当箇所>

非 居 住 者	昭 平 令	海	外	出	国	年	月	日	※海外出国が2度以上にわたる場合には、右の項目に日数をご記入ください。	総加入者期間	内国内期間